

(4) 調査物量

上記記録の中間報告対象調査物量は以下のとおりである。

- a. 当社保有の検査成績書
1255冊
- b. 当社保有の工事報告書
3047冊
- c. 工事施工会社保有の工事報告書
3047冊
- d. 工事施工会社保有の工事記録
工事報告書に添付。

なお、中間報告対象の報告書類の総物量は、当社保有の工事報告書、検査成績書のみの合計で52万ページ程度であり、工事施工会社保有の工事報告書も加えると100万ページ程度となった。

4. 調査方法

調査に際しては以下の観点から、添付 - 3に示す「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検作業手順」に基づき、点検記録類の調査を実施した。

- ・当社保有の検査成績書、工事報告書および施工会社保有の工事報告書、工事記録間に矛盾または必要な技術情報の削除等がないか。
- ・電気事業法に照らして、工事計画の認可申請または届出が必要であるにもかかわらず、これを行わずに工事を実施していないか。
- ・技術基準適合維持義務違反がないか。
- ・電気事業法、原子炉等規制法および大臣通達による軽微な故障等の報告基準に基づく国への報告が適切に行われているか。
- ・国に約束した対策・工事が確実に行われているか。

5. 調査結果

中間報告対象の自主点検作業に係る記録を調査した結果、以下のとおりとなった。

当社保有の検査成績書、工事報告書及び施工会社保有の工事報告書、工事記録間に矛盾及び必要な技術情報の削除は認められなかった。

電気事業法に照らして、工事計画の認可申請または届出が必要であるにもかかわらず、これを行わずに工事を実施しているものは認められなかった。

技術基準適合維持義務違反のものは認められなかった。

電気事業法，原子炉等規制法及び大臣通達による軽微な故障等の報告基準に基づく国への報告は適切に行われていた。

国に約束した対策・工事は計画中のものを含め確実に行われていた。

なお，原子力安全・保安院からの指示文書に対するそれぞれの調査結果は以下のとおりである。

- (1) 「自主点検作業の適切性確保に関する総点検について」(平成 14・08・30 原院第 2 号) 及び「原子力発電施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の今後の進め方について」(平成 14・09・25 原院第 1 号) に対する調査結果としては，法令・通達等に基づく行政当局への報告対象ではないと判断した事象であっても，知見の蓄積とその水平展開の観点や立地地域との情報共有の観点から事象発生の時点で適切に情報提供を行っていくことが望ましいと考えられるものとして，福島第一原子力発電所 5 号機の給水系配管溶接部におけるひびの事象が挙げられた。(添付 - 9 参照)

また，定期検査成績書の誤記(2 件)や自主検査成績書の誤記(5 件)，当社と施工会社保有の工事報告書間の照合で単なる記載上の不整合があるもの(15 件)が発見された。(落丁，印もれ，誤記等)(添付 - 4，5 参照)

法令・通達等に基づく報告基準に照らして報告対象に該当しないと判断した事象で，弁類シート部の傷については記録上散見されているが，全て問題ないことを確認した。(添付 - 6 参照)

さらに，事故・故障事例等による水平展開の観点から国に約束した対策・工事のうち，設備面の対策は計画されているが未実施の事例が 3 件あった。(添付 - 7 参照)

なお，GEI I (General Electric International Inc.) が点検作業を行った工事報告書類については，GEI I からの入手が遅れており中間報告までには間に合わなかったため，別途報告を行う予定である。

- (2) 「原子力発電所再循環配管に係る点検・検査結果の調査について」(平成 14・09・20 原院第 20 号) に対する調査結果としては，原子炉冷却材再循環配管のひびの兆候として別途報告徴収の対象となっている 8 件以外に問題はなかった。

- (3) 「福島第一原子力発電所 1 号機における格納容器漏えい率検査の偽装を踏まえた厳格な検査の実施等について」(平成 14・10・25 原院第 3 号) に基づ

き直近の格納容器漏えい率検査に関する記録について再確認を行った結果、検査記録に問題は認められなかった。

6. 調査実績工程

自主点検作業の総点検調査実績工程を添付 - 8 に示す。

なお、調査期間は約 1 ヶ月半で、その間、当社、工事施工会社及びロイドレジスター等を合わせて約 3500 人日をかけ総点検を実施した。

7. その他

今回の中間報告の対象ではないが、技術的知見の共有や地域社会のご理解を得る等の観点から情報を提供することが望ましかったと考えられるものとして以下の事案が報告された。

なお、これらはいずれも安全上の問題はなく、法令等に基づく報告対象に該当しないと判断されていたものであり、既に対策がとられているものである。

- ・ 福島第一原子力発電所 1 号機 シュラウドサポート
- ・ 福島第一原子力発電所 5 号機 シュラウドサポート
- ・ 福島第二原子力発電所 3 号機 ジェットポンプセンシングライン（計測配管）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 5 号機 ハフニウム棒型制御棒

（添付 - 9 参照）

以 上